

### 8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成27年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ 79	kℓ 4,993	kℓ 19,182	kℓ 7,140	kℓ 1,107	kℓ 77,446	kℓ 56,943	kℓ 6,723	kℓ 58,050
合 成 清 酒	-	5	2,666	451	47	7,107	4,208	387	4,255
連続式蒸留しょうちゅう	-	8,585	12,789	3,145	58	58,769	34,144	4,351	34,202
単式蒸留しょうちゅう	1	373	1,723	230	60	55,032	45,890	6,354	45,950
み り ん	142	20	5,212	1,600	2,077	16,857	10,750	804	12,827
ビ ー ル	8	371,460	606	502	1,894	576,500	270,813	14,698	272,707
果 実 酒	0	1,967	640	16	42	40,933	28,441	7,017	28,483
甘 味 果 実 酒	-	98	6	5	2	1,401	1,019	253	1,021
ウ イ ス キ ー	-	3,937	17	7	7	20,318	10,359	1,503	10,366
ブ ラ ン デ ー	-	133	-	0	0	1,088	645	181	645
発 泡 酒	2	96,174	184	30	82	160,422	79,133	5,371	79,215
原料用アルコール・スピリッツ	0	63,105	5,192	3	5	78,725	34,256	2,710	34,261
リ キ ュ ー ル	16	220,874	4,900	125	341	404,361	208,106	15,689	208,447
そ の 他 の 醸 造 酒	}	0	61,044	134	32	127,467	60,513	3,607	60,550
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	249	832,769	53,251	13,288	5,760	1,626,427	845,220	69,648	850,979

調査期間等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 22 年 度	63,390	5,062	88,328	295,884	435,968	888,625
平 成 23 年 度	62,968	4,838	86,620	287,523	437,710	879,647
平 成 24 年 度	60,764	4,538	83,849	283,885	432,991	866,028
平 成 25 年 度	60,610	4,455	84,315	285,426	448,488	883,302
平 成 26 年 度	58,050	4,255	80,152	272,707	435,816	850,979

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売(消費)数量

Table with columns for tax district names and various alcohol categories (清酒, 合成清酒, 連続式蒸留, etc.) and rows for each district including totals for Aichi Prefecture and Grand Totals.

(注) 1 この表は、「(I) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数													休 造 場	合 計(A)	(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	者	者						
清 酒	183	3	7	-	20	6	62	22	20	17	2	2	1	1	-	26	179	10	158	内	8	172	
合 成 清 酒	17	1	1	-	2	2	2	-	1	1	1	1	-	-	-	7	17	-	1	内	-	17	
連続式蒸留しょうちゆう	23	1	1	-	3	-	1	-	4	2	1	4	2	-	1	5	23	2	11	内	1	20	
単式蒸留しょうちゆう	46	1	1	-	11	3	8	-	2	3	-	-	-	-	19	46	6	5	内	3	43		
み り ん	22	1	1	-	3	1	3	1	1	1	1	2	2	-	-	7	22	3	10	内	2	21	
ビ ー ル	34	3	1	2	7	-	12	3	5	2	-	1	-	-	3	1	34	3	29	内	1	27	
果 実 酒	42	2	1	-	14	1	3	-	-	1	1	1	-	-	22	43	13	16	内	7	33		
甘 味 果 実 酒	33	-	1	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	28	32	6	-	内	3	25		
ウ イ ス キ ー	9	-	-	-	1	2	1	-	-	1	-	-	1	-	1	2	9	1	1	内	-	6	
ブ ラ ン デ ー	6	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	6	2	-	内	1	4		
原料用アルコール	21	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	16	20	2	2	内	2	18	
発 泡 酒	196	3	7	2	9	2	5	1	-	-	-	-	-	-	3	170	190	4	5	内	4	174	
そ の 他 の 醸 造 酒	207	1	7	-	34	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	163	201	9	29	内	22	191	
ス ビ リ ッ ツ	214	2	9	1	7	1	1	1	-	-	1	-	1	2	2	190	206	8	6	内	8	186	
リ キ ュ ー ル	229	6	6	1	49	7	12	2	3	2	-	1	2	-	7	143	228	11	18	内	21	206	
粉 末 酒	3	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	内	1	2		
雑 酒	214	-	9	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	200	205	3	-	内	16	193		
合 計	1,499	24	53	6	170	26	115	31	37	30	7	12	10	3	20	1,003	1,464	84	294	内	100	1,338	
各酒類を 通じたもの	平成 24 年度				69	16	80	21	23	19	10	3	9	3	9	29	291	21		内	25	258	
	平成 25 年度				74	12	81	20	24	21	8	4	9	2	10	28	293	21		内	24	258	
	平成 26 年度				78	11	78	23	24	23	7	6	6	3	10	25	294	22		内	25	260	

調査対象等：平成27年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成26年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け ない も の		
清 酒	2	-	-	9	13	-	24	16
合 成 清 酒	-	-	-	4	2	-	6	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	8	3	-	11	1
単式蒸留しょうちゅう	2	-	-	9	7	-	18	-
み り ん	1	-	-	5	3	-	9	2
ビ ー ル	-	-	-	7	1	-	8	5
果 実 酒	1	-	-	7	2	-	10	-
甘 味 果 実 酒	1	-	-	7	1	-	9	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	8	2	-	10	2
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	8	-	-	8	-
原 料 コ ー ル	-	-	1	5	2	-	8	1
発 泡 酒	1	-	-	8	9	-	18	-
そ の 他 の 醸 造 酒	1	-	-	8	8	-	17	-
ス ピ リ ッ ツ	1	-	-	8	13	-	22	2
リ キ ュ ー ル	5	-	-	9	14	-	28	4
粉 末 酒	-	-	-	4	-	-	4	-
雑 酒	1	-	-	7	9	-	17	-
合 計	16	-	1	121	89	-	227	33
う ち 実 蔵 置 場 数	5	-	1	9	18	-	33	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
11	14

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒 母	91	11
も ろ み	43	11

(3) 販売業免許場数

区分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計			
販卸 売方 に法 限る 条件 の旨 が条 件さ がれ てさ い な い も の 及 び	全酒類	36	312	348	7	101	
	ビール	4	43	47	1	6	
	洋酒	8	55	63	1	15	
	輸出入酒類	37	87	124	15	70	
	店頭販売酒類	-	4	4	-	-	
	協同組合員間酒類	-	-	-	-	-	
	自己商標酒類	1	15	16	-	3	
	自製酒類	清酒・みりん	6	22	28	-	4
		合成清酒・しょうちゅう	1	4	5	-	-
		ビール	-	6	6	-	1
		洋酒	1	7	8	1	2
		計	8	39	47	1	7
	期限付	-	-	-	-	-	
	その他の酒類	3	-	3	-	3	
	合計	97	555	652	25	205	
合う 計の ち	小売業者の共同購入機関	13	-	13	1	13	
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	
	製造者の共同販売機関	-	-	-	-	-	
販の 売条 方法 が法 に付 にさ れ て い 限 る も の 旨	全酒類	一般のもの			18,184	171	10,594
		期限付			-	-	-
		特殊のもの			1	-	-
		計			18,185	171	10,594
	その他の酒類	一般のもの			246	8	162
		期限付			5	-	-
		特殊のもの			152	2	149
		通信販売だけのもの			122	5	107
		計			525	15	418
	合計			18,710	186	11,012	
媒介業			55	-	25		
代理業			-	-	-		

調査時点：平成27年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
  - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
  - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
  - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

